福井市第6次男女共同参画基本計画

福　井　市

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）

わたくしたちは　不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため　力をあわせ　不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成３１年４月～令和６年３月）

1　すすんで　親切をつくし
愛情ゆたかなまちを　つくりましょう

あいさつで　ふれあうよろこび　深める絆

2　すすんで　健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを　つくりましょう

スポーツで　広がれつながれ　元気の輪

3　すすんで　くふうをこらし
清潔で美しいまちを　つくりましょう

ふるさとを　今よりもっと　美しく

4　すすんで　きまりを守り
安全で住みよいまちを　つくりましょう

たかめよう　交通マナーと　防災意識

5　すすんで　教育を重んじ
清新な文化のまちを　つくりましょう

ふくいの魅力　学んで知って　広めよう

（昭和３９年6月２８日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

男女共同参画都市福井宣言

わたしたちは自立・平等・平和を基本理念として　男女があらゆる分野にともに参画し
ともに築く　やさしさと活力ある福井をめざし　ここに「男女共同参画都市」を宣言します

１
お互いの立場を思いやり　みんなで家事や育児や介護を
協力しあう「おもいやり家庭」をつくります

２
自らが意識を変え世代を超えたふれあいに努め
ともに参画し個性を生かしあう「ふれあい地域」をつくります

３
家庭での男女共生をもとに能力や機会を生かし
対等なパートナーシップで励みあう「きょうせい職場」をつくります

平成１０年３月１６日制定

平成10年に北陸初、全国14番目に「男女共同参画都市宣言」をしました。
この宣言文は、平成6年から9年にかけて開催した「男女でつくる地域推進フォーラム」に参加した、市民4千人の話し合いから生まれたものです。
家庭・地域・職場で、男女がともに参画することで、やさしさと活力ある福井を目指す内容となっています。

目 次

第1章　計画の策定にあたって

1 計画策定の背景 ― 1
（1）国の動き
（2）本県の動き
（3）本市の動き

2 計画の位置づけ ― 3
（1）法律上の位置づけ
（2）総合計画等との関係
（3）計画の期間
（4）計画の推進体制

3 本市の男女共同参画に関する現況と課題 ― 5
（1）男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成について
（2）女性がいきいきと活躍できる社会の実現について
（3）安全・安心な暮らしの実現について

第2章　計画の基本的な考え方

1 基本理念 ― 11

2 基本目標 ― 11

3 計画の体系について ― 12

4 計画の体系 ― 13

第3章　施策の方向

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

施策の方向 1　誰もが担う地域社会づくり ― 15
〃　2　個性や能力を伸ばす学校教育の推進 ― 17

基本目標Ⅱ　女性がいきいきと活躍できる社会の実現

施策の方向 3　政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ― 19
〃　4　ワーク・ライフ・バランスの推進 ― 21
〃　5　女性のキャリア形成支援 ― 23
〃　6　男女がともに担う家庭生活づくり ― 25

基本目標Ⅲ　安全・安心な暮らしの実現

施策の方向 7　防災や災害対応における男女共同参画の推進　― 27
〃　8　男女間における暴力等の根絶　― 29
〃　9　生涯を通じた健康づくり　― 31

【資料】

1　持続可能な開発目標（SDGs）の推進　― 33

2　本市の男女共同参画のあゆみ　― 34

3　計画の策定経過　― 35

4　福井市男女共同参画審議会委員名簿　― 35

5　関係法令　― 36

第1章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景

（1）　国の動き

国では、平成１１（１９９９）年６月に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指した「男女共同参画社会基本法」を制定しました。翌年の平成１２（２０００）年には、この基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定し、以来、社会情勢等の変化に伴う見直しのため、５年毎に計画を策定しています。現在は「第５次男女共同参画基本計画」（計画期間：令和３（２０２１）年度～７（２０２５）年度）において、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安心・安全な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」を重点ポイントに掲げ、「すべての女性が輝く令和の社会」の実現に向け、取り組んでいます。

男女間における暴力防止等への対応としては、平成１３（２００１）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」を制定し、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制整備を進めています。

また、働くことを希望する女性が職業生活において、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、平成２７（２０１５）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定しています。事業主の取組に対する法に基づく支援や、女性に対する支援措置、職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を図っています。

（2）　県の動き

県では、平成１４（２００２）年に国の男女共同参画社会基本法に基づいた「福井県男女共同参画計画」を策定するとともに、男女共同参画推進の基本となる「福井県男女共同参画推進条例」を制定しています。

これまで「第３次福井県男女共同参画計画」（計画期間：平成２９（２０１７）年度～令和３（２０２１）年度）では、「男女が共に子どもから高齢者まで、互いにその人権を尊重し、家庭・職場・地域でそれぞれの考え方や能力を生かして協力し合い、希望を持って活躍できる社会」の実現を目指し、諸施策に取り組んできました。

現在は、「第４次福井県男女共同参画計画」（計画期間：令和４（２０２２）年度～８（２０２６）年度）において、「ふくいの暮らしをより豊かに、みんながしあわせを実感」を基本理念に掲げ、男女共同参画の実現に向けた諸施策を総合的かつ、計画的に取り組んでいます。

ＤＶ防止法に基づく計画としては、現在「配偶者暴力防止および被害者保護等のための福井県基本計画」（計画期間：令和元（２０１９）年度～１０（２０２８）年度）を策定し、ＤＶ防止等に関する施策を総合的に進めています。

（3）　市の動き

本市は、他市に先駆け、男女共同参画推進の取組を積極的に展開してきました。

平成１１（１９９９）年、国が「男女共同参画社会基本法」を制定するまでは、「男女の人権」や「女性の地位向上」、「女性への差別」、「女性の社会参加」などについて、重点的に取り組んできました。

平成元（１９８９）年に「福井女性元年」を宣言し、本格的な取組を開始しました。平成２（１９９０）年には、問題意識を持つ女性たちが集まり学習会などを通してネット網を構築し、「福井女性ネットワーク」を設立しました。現在は、「福井男女共同参画ネットワーク」に名称変更し、積極的に活動を続けています。

福井女性元年の宣言から１０年目となる平成１０（１９９８）年に、北陸初・全国１４番目となる「男女共同参画都市宣言」を制定しています。この宣言文は「男女でつくる地域推進フォーラム」に参加した市民４千人の話し合いから生まれたものです。

平成１１（１９９９）年に「男女共同参画社会基本法」が制定されて以降は、男女共同参画社会の実現に向け、市長を本部長とする「福井市男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的に取り組んでいます。さらに平成１５（２００３）年には、性別による固定的な役割分担意識やそれに伴う社会制度、慣行をさらに改革していくため「男女共同参画社会をめざす福井市条例」を制定しています。

本市の「男女共同参画基本計画」においては、平成４（１９９２）年から概ね５年毎に社会情勢の変化等を勘案しながら見直しを行っています。第１次計画では「女性の自立や男女平等」、第２次計画では「男女が対等なパートナーシップ」、第３次計画では「男女がともにあらゆる分野へ参画」、第４次計画では「市民、市民組織、事業者、行政の協働及び連携による男女共同参画推進」、第５次計画では「女性の活躍促進」、「仕事と生活の調和」を重点的に進めてきたところです。

これまでの取組により、本市における男女共同参画意識の醸成は着実に進んでいるものの、依然としていくつかの課題も残っています。第６次計画では国や県の男女共同参画計画も注視しながら、これまでの成果と課題を踏まえ、各施策を総合的かつ計画的に展開していきます。

2　計画の位置づけ

（1）　法律上の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「男女共同参画社会をめざす福井市条例」に基づき、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（男女共同参画基本計画）として位置づけます。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、女性の活躍推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（女性活躍推進計画）としても位置づけます。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」に基づき、配偶者からの暴力防止施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（配偶者暴力防止対策基本計画）としても位置づけます。

（2）　総合計画等との関係

本計画は、「第八次福井市総合計画」（計画期間：令和４（２０２２）年度～８（２０２６）年度）を上位計画とし、その中で示された将来像を具体化する計画の一つとします。

また、総合計画の中で推進するＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の視点を踏まえて各種施策を進めていきます。

さらに、「第２期福井市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（計画期間：令和２（２０２０）年度～６（２０２４）年度）における「まち」「ひと」「しごと」の好循環を生み出していくための取組としても推進します。

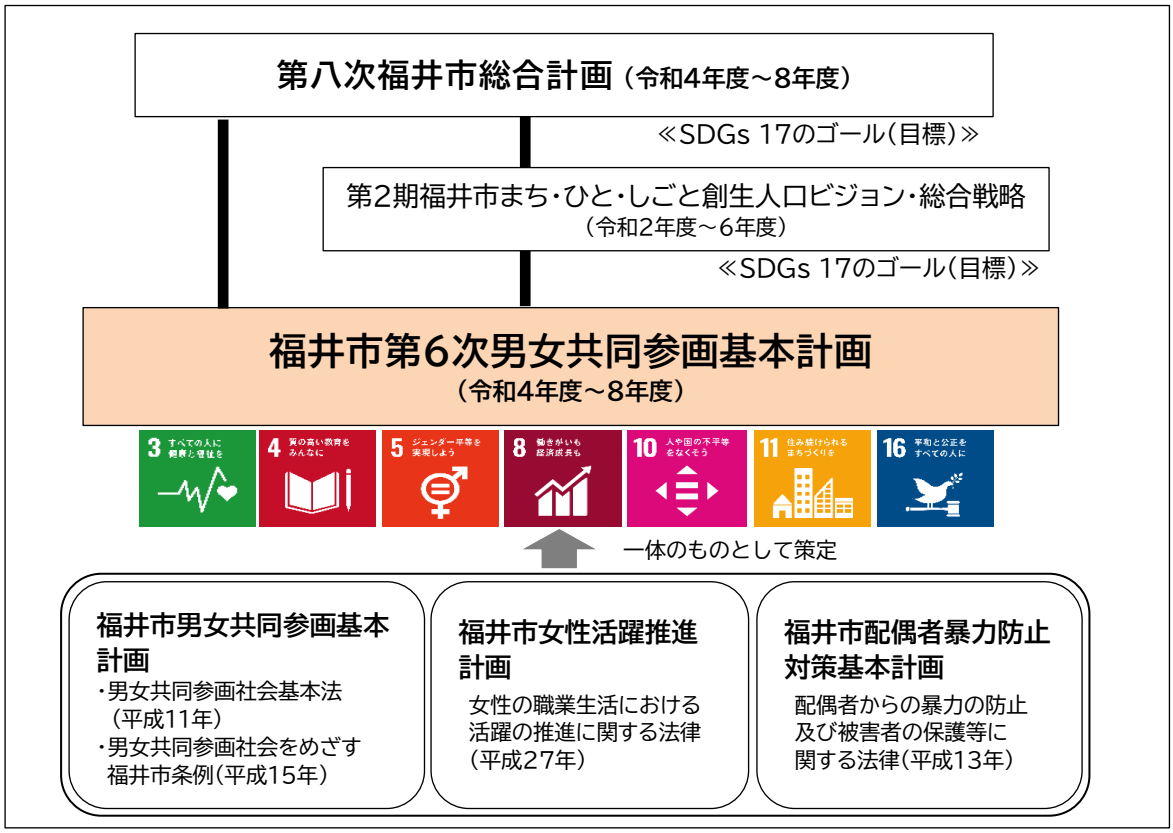

（3）　計画の期間

令和４（２０２２）年度から８（２０２６）年度までの５年間とします。

（4）　計画の推進体制

「福井市男女共同参画推進本部」及び「福井市男女共同参画審議会」において、毎年度、数値目標の達成を含めた事業の進捗を評価するとともに施策等の見直しを行いながら、市民・団体、事業者との協働体制のもと着実に計画を推進します。

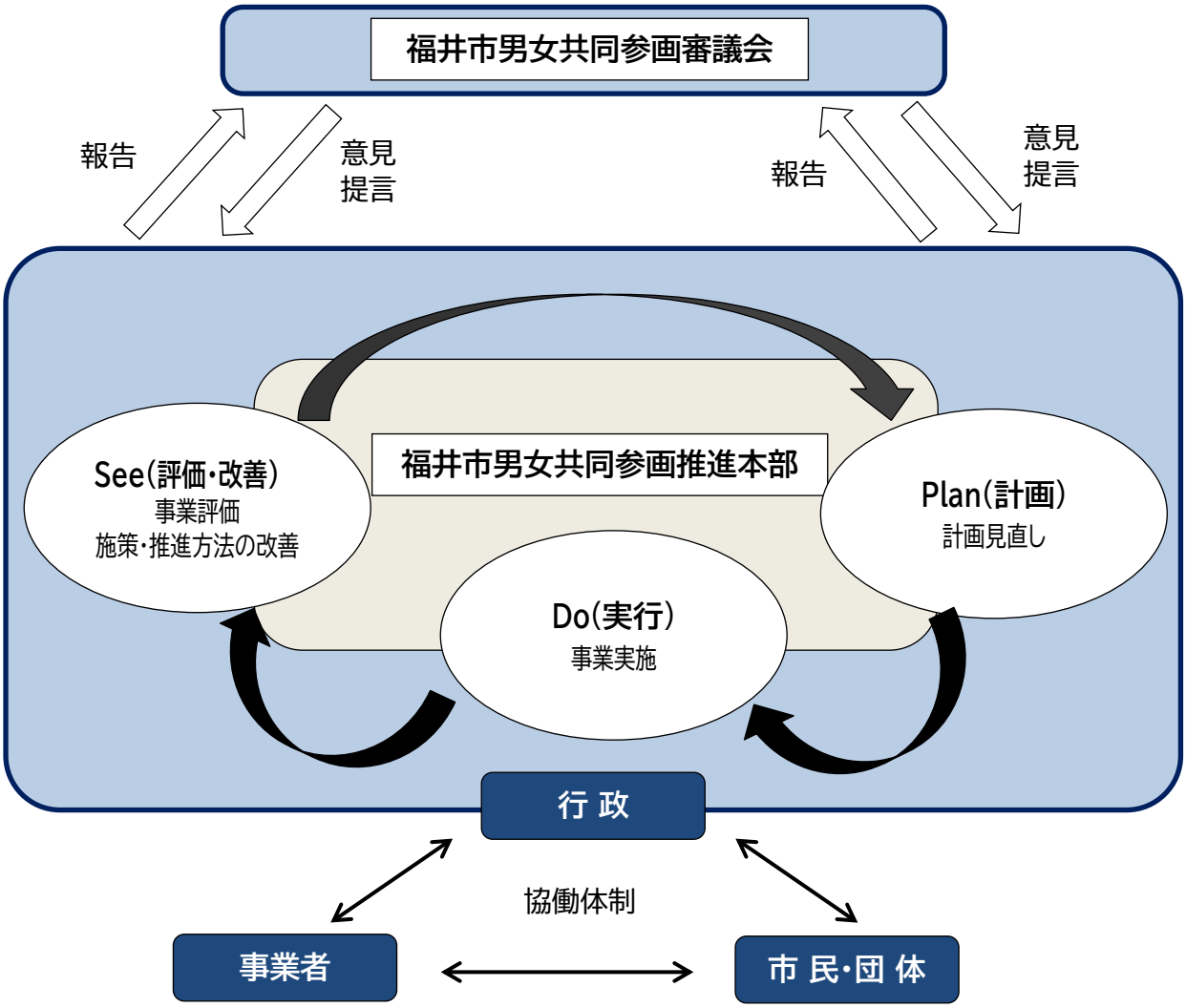

※福井市男女共同参画推進本部
　市長を本部長とする行政の推進組織。あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、関係施策を総合的・計画的に推進する。

※福井市男女共同参画審議会
　市長の附属機関。基本計画及び男女共同参画の推進に関する施策について調査審議する。

3　本市の男女共同参画に関する現状と課題

(1)男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成について

◆地域・社会活動への参加状況

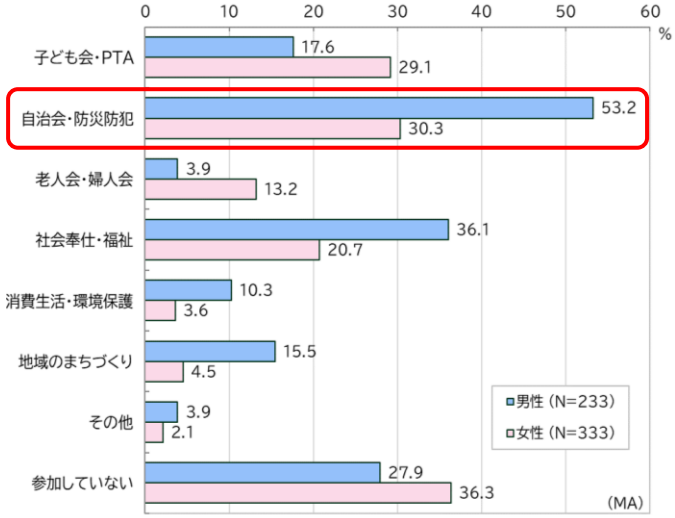

出典：令和２年度男女共同参画に関する
市民意識アンケート調査

・「自治会・防災防犯活動」に参加している女性の割合は男性より２割以上低い状況です。

◆今後、女性の視点を地域に取り入れるために必要なことは

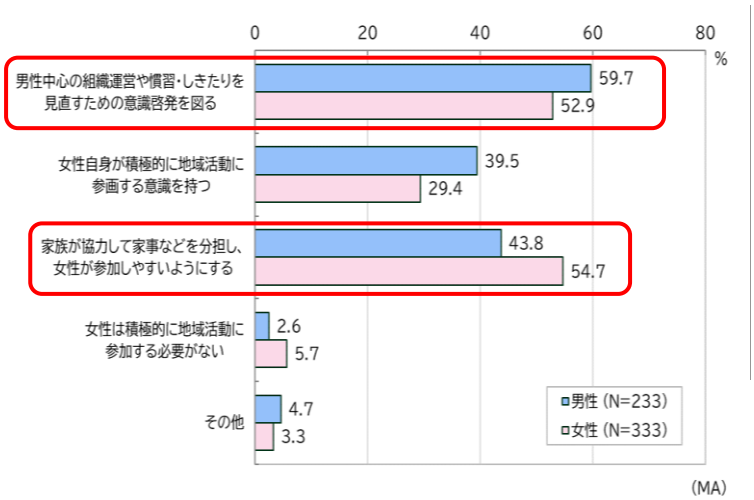

出典：令和２年度男女共同参画に関する
市民意識アンケート調査

・女性の視点を地域に取り入れるためには、男性が「男性中心の組織運営や慣習・しきたりを見直すための意識啓発を図る」、女性が「家族が協力して家事等を分担し、女性が参加しやすいようにする」」が最も高くなっています。

◆性的指向等（※）に悩む人にとって、偏見や差別により生活しづらい社会だと思うか

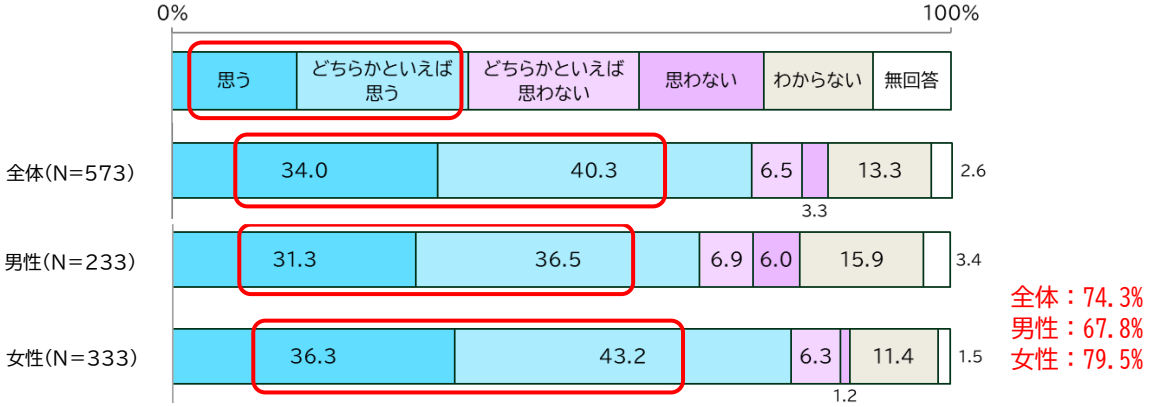

（※）性的指向：どのような性別の人を好きになるか
性自認：自分の性をどのように認識しているか

出典：令和２年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査

・性的指向や性自認に悩む人にとって、「偏見等により生活しづらいと思う」割合が全体で７割を超えています。

◆学校教育において、性別に関係なく個性や能力を生かしていくために必要なことは

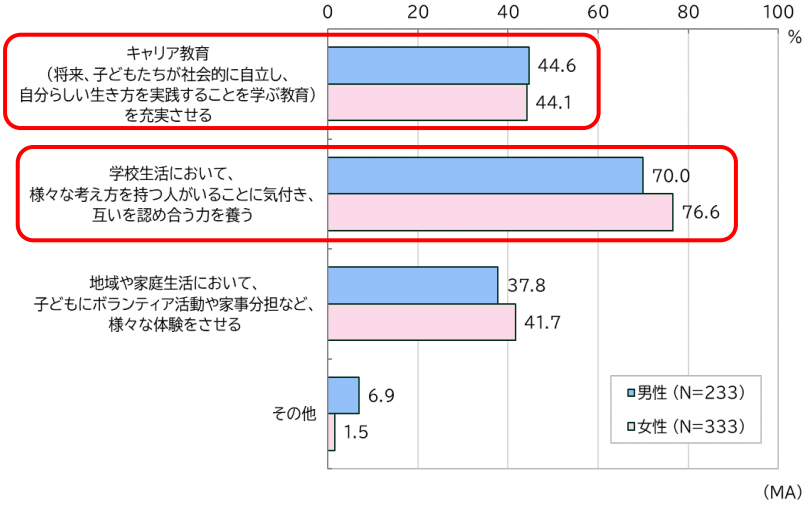

出典：令和２年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査

・学校教育において、性別に関係なく個性や能力を生かしていくためには、「様々な考え方を持つ人がいることに気付き、互いを認め合う力を養う」ことや「キャリア教育を充実させる」が高くなっています。

課題

・男女双方の意見が取り入れられた地域活動等になるよう、地域での男女共同参画意識の醸成を図る必要があります。
・性的指向や性自認について理解し、偏見や差別を無くしていく必要があります。
・児童・生徒期から、性別に関係なく、自分らしい生き方を考えることや、お互いを尊重し、理解し合う意識を醸成する必要があります。

(2)女性がいきいきと活躍できる社会の実現について

◆管理職になることについてどう思うか。

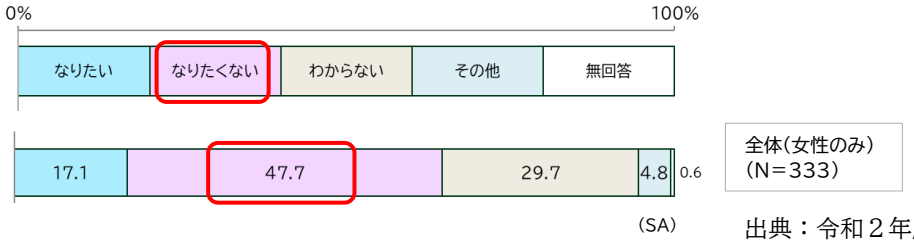

出典：令和２年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査

◆管理職になりたくない理由は

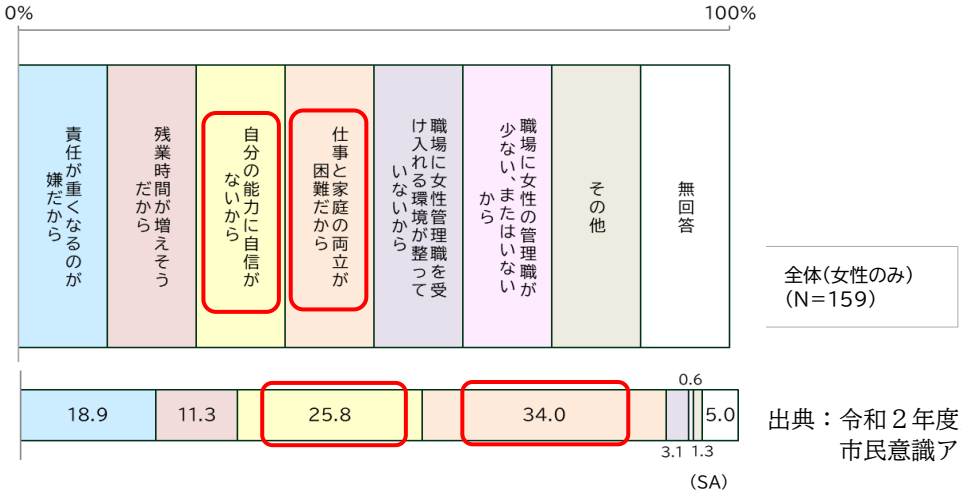

出典：令和２年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査

・「管理職になりたくない」と思う女性は４割を超え、その理由は「仕事と家庭の両立が困難だから」、「自分の能力に自信がないから」が高くなっています。

◆男性の育児・介護休業取得率が低い理由は

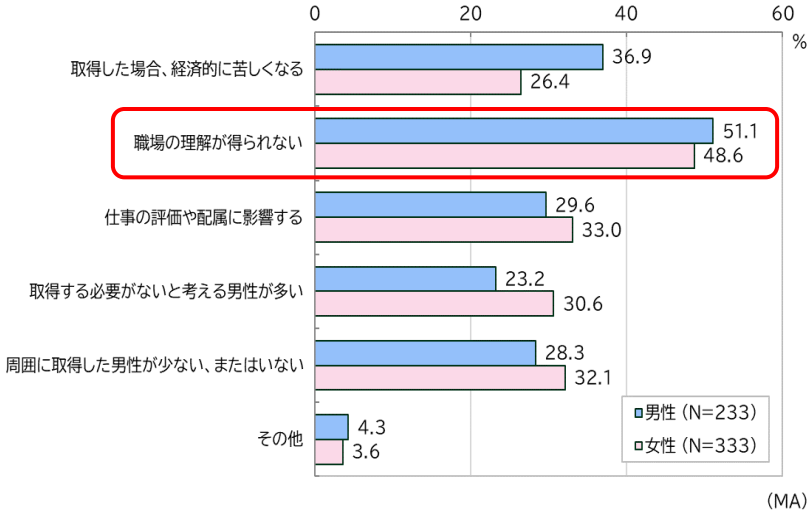

出典：令和２年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査

・男性の育児・介護休業取得率が低い理由は、「職場の理解が得られない」が最も高くなっています。

◆男女がともに活躍できる職場にするために必要なことは

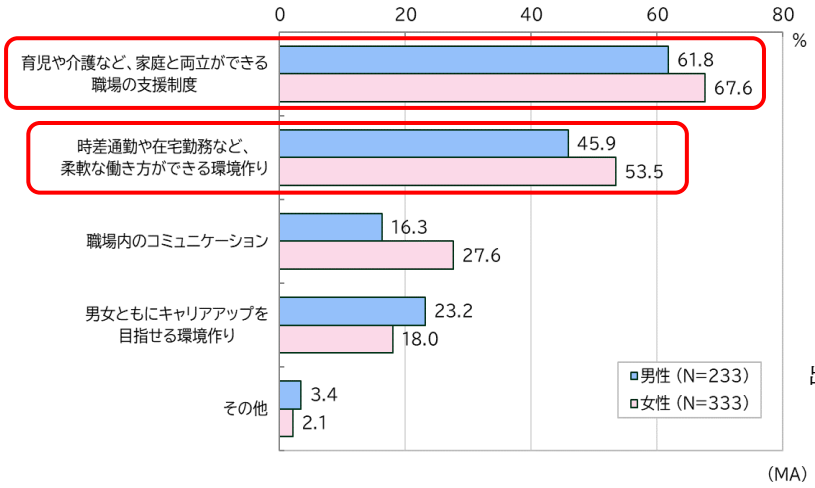

出典：令和２年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査

・男女がともに活躍できる職場にするためには、家庭と両立ができる職場の支援や、コロナ禍で関心が高まった、在宅勤務等の柔軟な働き方ができる職場環境が求められています。

課題

・重要な意思決定過程に女性も参画し、女性の視点を十分に反映させる必要があります。
・女性がいきいきと活躍するために、企業側に、ワーク・ライフ・バランスが実現できるような働き方や、男性の育児休業取得を促進するための意識改革を促す必要があります。
・働く女性自身の、キャリア形成に向けた意欲を促進していく必要があります。
・家庭での女性の負担を軽減するために、家事等の分担意識を啓発し、男性の家事・育児等への参画を促進していく必要があります。

(3)安全･安心な暮らしの実現について

◆災害時に男女共同参画の視点を取り入れた避難所とするために必要なことは

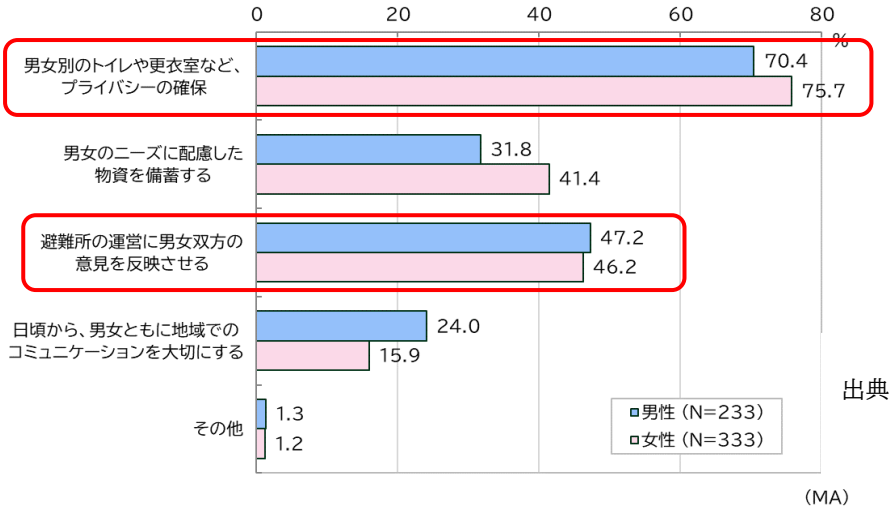

出典：令和２年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査

・災害時において、男女共同参画の視点を取り入れた避難所とするためには、「男女のプライバシーの確保」はもちろんのこと、「避難所運営に男女双方の意見を反映させる」ことが高くなっています。

◆ＤＶ（※）を受けた場合に相談する機関を知っているか

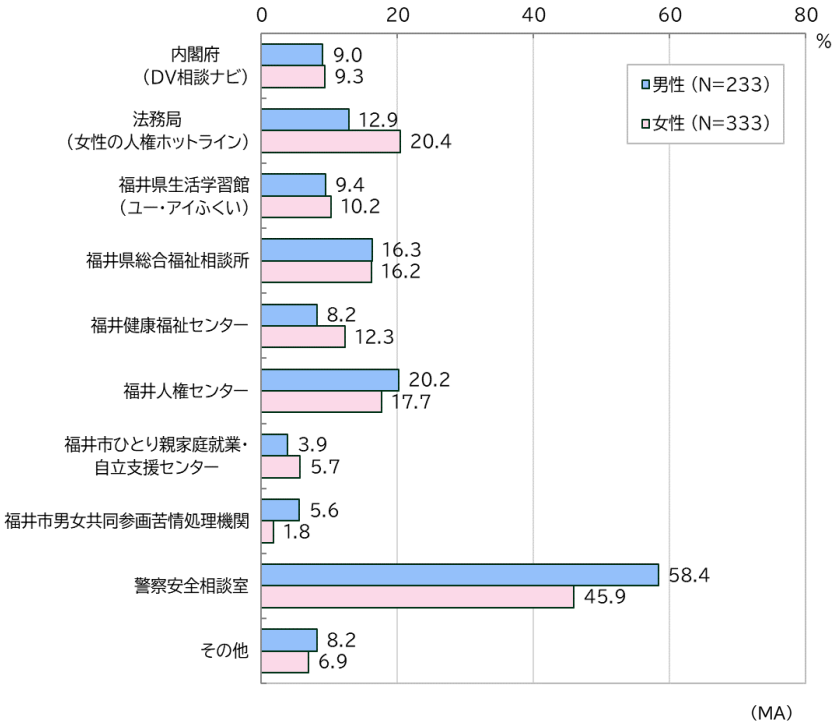

出典：令和２年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査

（※）ＤＶ：Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）
配偶者やパートナーから振るわれる暴力

・ＤＶを受けた場合に「警察安全相談室」以外の相談機関を把握している割合は、３割未満となっています。

◆ＤＶをなくしていくために必要なことは

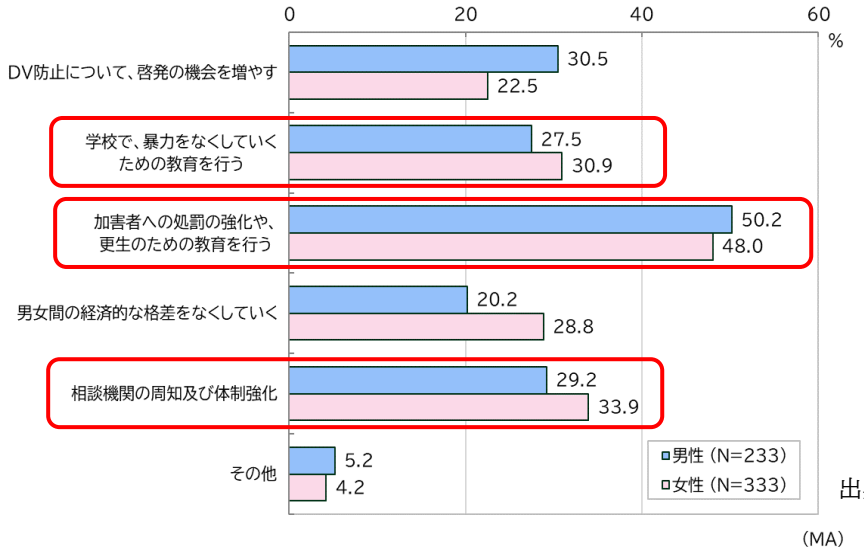

出典：令和２年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査

・ＤＶをなくしていくためには、「加害者への処罰強化や更生のための教育」や、「相談機関の周知及び体制強化」、「学校で暴力を無くしていくための教育」が求められています。

◆女性に多いがんの検診受診率

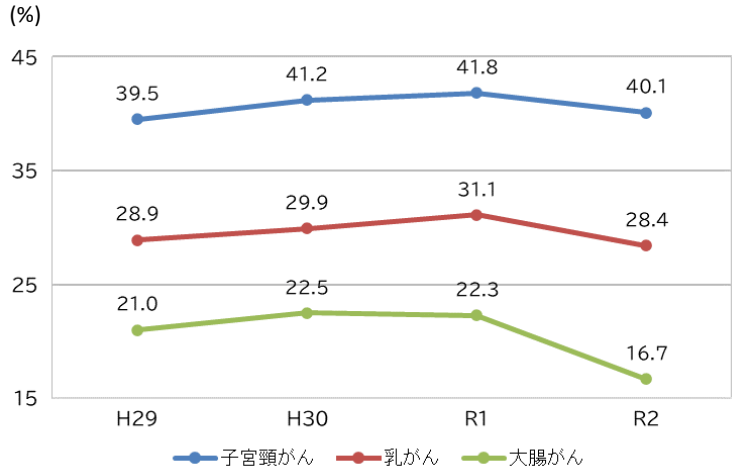

出典：市保健衛生統計

・子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診の受診率は概ね増加傾向にありましたが、令和２（２０２０）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、いずれも前年度より減少しています。

課題

・防災活動や災害対応において、平常時から男女双方の視点を取り入れる必要があります。
・DVに関する正しい知識の普及を図り、被害を未然に防ぐとともに、被害者の安全確保や自立に向けた支援につなげていく必要があります。
・女性の妊娠・出産等に対する周囲の理解や、女性に多いがんの検診受診の勧奨等、生涯を通じた健康支援を図っていく必要があります。

第2章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

みんなが輝く　幸せを実感できる「男女共同参画都市」 ふくい

男女共同参画社会の実現のためには、互いに尊重し合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できることが重要です。

未来に向けて、男女があらゆる分野にともに参画し、真に女性が活躍できる、みんなが輝く、幸せを実感できる男女共同参画都市ふくいを目指します。

2　基本目標

基本理念に基づき、男女共同参画を推進していくための目標として、３つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

基本目標Ⅱ　女性がいきいきと活躍できる社会の実現

基本目標Ⅲ　安全･安心な暮らしの実現

男女共同参画社会を実現するために、市民の生活に最も身近な地域での活動や学校教育の中で、性別による固定化された役割分担意識の解消や、性別や年齢に関わらず、互いを尊重し、理解するための意識醸成を図っていきます。

また、女性があらゆる分野において個性と能力を発揮し、いきいきと活躍するために、企業等に向け、女性の積極的な登用やワーク・ライフ・バランスに向けた意識改革を促すとともに、女性のキャリア形成への意欲向上、男性の主体的な家事・育児・介護への参画を促進し、真に女性が活躍できる福井を目指します。

さらに、安全で安心した暮らしを実現するために、防災や災害対応に男女双方の視点を反映した取組を促進するとともに、男女間における暴力等の根絶に取り組みます。併せて、男女が生涯、健康に暮らせるよう支援していきます。

3　計画の体系について

本計画の基本理念の実現を図るため、３つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに施策の方向及び基本的施策を設定し、総合的かつ計画的に取り組みます。

また、施策の進捗状況を検証するため、数値目標を設定します。

【基本目標】

３つの目標を定める

【施策の方向】

目標達成のために進めるべき
施策の方向性を定める

数値目標

基本目標を達成するための
施策の進捗状況を検証できる
よう設定する

【基本的施策】

計画期間に進めるべき
主な施策を定める

4 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
みんなが輝く　幸せを実感できる「男女共同参画都市」　ふくい	Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	1 誰もが担う地域社会づくり
		2 個性や能力を伸ばす学校教育の推進
	Ⅱ 女性がいきいきと活躍できる社会の実現 《女性活躍推進計画》	3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		4 ワーク・ライフ・バランスの推進
		5 女性のキャリア形成支援
		6 男女がともに担う家庭生活づくり
	Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	7 防災や災害対応における男女共同参画の推進
		8 男女間における暴力等の根絶 《配偶者暴力防止対策基本計画》
		9 生涯を通じた健康づくり

基本的施策

- 1-1　地域・ボランティア活動等における男女共同参画の推進
- 1-2　男女共同参画に関する学習機会の充実
- 1-3　男女共同参画を推進する市民団体等との連携や支援
- 1-4　多様な性的指向や性自認への理解促進

- 2-1　男女共同参画を推進する教育の充実
- 2-2　個性や能力を生かした職業観の醸成

- 3-1　意思決定過程への女性の参画拡大
- 3-2　女性が活躍できる場の創出

- 4-1　家庭生活等と両立しやすい環境づくりへの支援
- 4-2　働く場における男女共同参画の推進

- 5-1　女性のキャリア形成に向けた意欲促進
- 5-2　女性の再就職・起業等への支援

- 6-1　男性の家事・育児・介護への参画促進
- 6-2　結婚、子育て、介護に関する相談・支援

- 7-1　防災や災害対応における男女共同参画意識の醸成
- 7-2　防災活動における女性の人材育成

- 8-1　配偶者等からの暴力防止等に向けた意識の醸成
- 8-2　被害者等への相談支援の充実

- 9-1　妊娠や出産、女性特有の疾病等に関する健康支援
- 9-2　様々な世代に向けた健康づくりへの支援

第3章　施策の方向

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

施策の方向 1
誰もが担う地域社会づくり

男女共同参画社会とは、個人の尊重や男女平等を前提としています。地域においては、男性だけでなく、女性も積極的に地域活動等に参画し、ともに地域社会づくりに取り組むことが、地域の活力となっていきます。性別により役割を固定化せず、男女双方の意見が取り入れられた地域活動等になるよう、地域での男女共同参画意識の醸成を図っていきます。

また、男女共同参画社会を実現するためには、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、互いに認め合うことが重要です。多様な性的指向や性自認に対する差別的取扱いを無くしていくため、個性を尊重する意識の醸成を図っていきます。

（※）性的指向：どのような性別の人を好きになるか
　　性自認：自分の性をどのように認識しているか

◆市公民館運営審議会委員に占める女性の割合

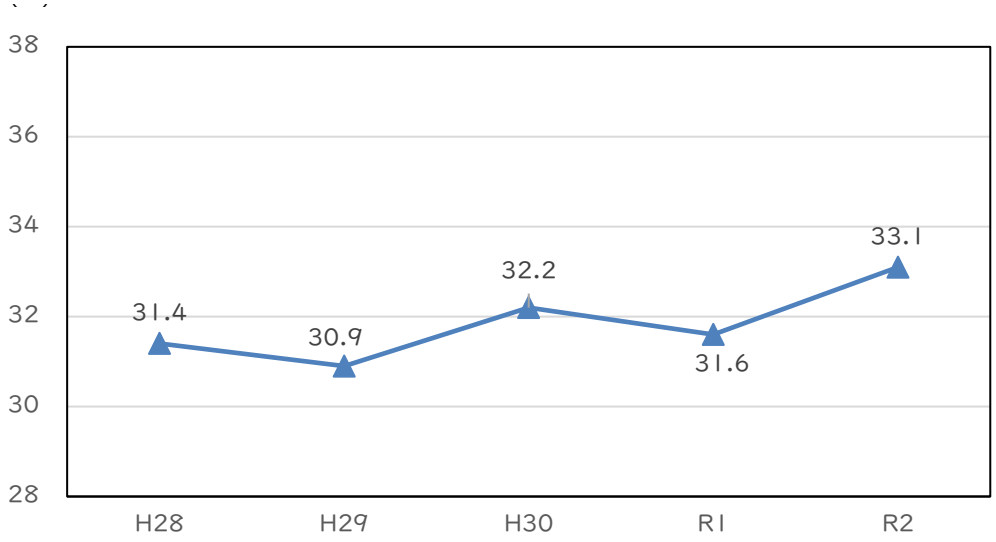

出典：市生涯学習課

数値目標

成 果 指 標	現 状	目 標 値 （令和８年度）
市公民館運営審議会委員に占める 女性の割合	３３．１％ （令和２年度）	４２．０％

※市公民館運営審議会…公民館の事業運営に関して審議する地域の主要な審議会の一つで、学校教育関係者の他、自治会連合会、ＰＴＡなど、幅広い地域団体から選出した委員で構成

基本的施策

１－１　地域・ボランティア活動等における男女共同参画の推進

《主な取組》

・各地区の男女共同参画推進員が中心となって、地域住民の男女共同参画意識の醸成を図ります。

・男女がともに参画する魅力あるまちづくりを行う地区等を支援し、地域における男女共同参画を推進します。

・市ボランティアネット等を通じて、男女がともに活動できるボランティア情報を提供します。

１－２　男女共同参画に関する学習機会の充実

《主な取組》

・男女共同参画に関する情報誌等をホームページに掲載し、広く市民への意識啓発を図ります。

・講演会やセミナー等を開催し、男女共同参画について学ぶ機会を提供します。

１－３　男女共同参画を推進する市民団体等との連携や支援

《主な取組》

・福井男女共同参画ネットワークとの協働体制により、男女共同参画を推進します。

１－４　多様な性的指向や性自認への理解促進

《主な取組》

・講座を開催し、多様な性的指向や性自認への理解促進を図ります。

・研修会等を開催し、一人ひとりの多様性を認め合う意識を醸成します。

施策の方向 2

個性や能力を伸ばす学校教育の推進

近年、本県の子どもたちは「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、トップクラスの成績を収めています。子どもたちの個性と能力を生かすための教育の推進に、長年取り組んできたことが一因となっています。

今後も、子どもたちが性別に関わらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できるようにするために、学校教育の場において男女が互いに尊重し、理解・協力し合える環境の整備を進めていきます。

また、将来あらゆる分野で活躍できるよう、性別にとらわれることのない、個性や能力を生かした職業観の醸成を図っていきます。

◆大学（学部）及び大学院（修士課程）学生に占める女子学生の割合
（専攻分野別、令和２年度）

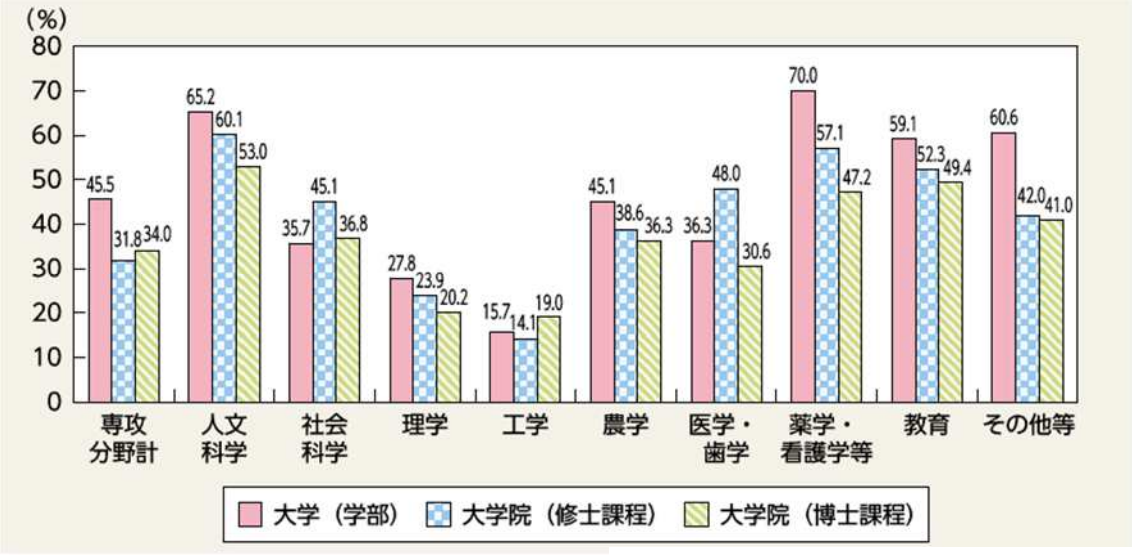

出典：内閣府　令和３年版男女共同参画白書

数値目標

成 果 指 標	現 状	目 標 値 （令和８年度）
学校教育の場において男女平等になっていると思う割合	５２．５％ （令和２年度）	６０．０％

※市民意識調査による

基本的施策

２－１　男女共同参画を推進する教育の充実

《主な取組》

・道徳や総合学習等の学校教育全般を通して、男女が互いに尊重しながら学びあう意識の醸成を図ります。

２－２　個性や能力を生かした職業観の醸成

《主な取組》

・意識啓発教材の活用により、児童・生徒が性別に関わらず、将来就きたい職業をイメージする機会を提供します。

・意識啓発教材を活用した出前講座を開催し、児童・生徒期から、性別にとらわれることのない職業観の醸成を図ります。

施策の方向 3

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

行政や企業、団体等のあらゆる分野の組織において、多様化する様々な課題に対応するためには、政策・方針決定過程に、男性だけでなく女性も参画し、女性の視点を十分に反映することが必要です。女性自身や、男性、企業の意識を改革し、重要な意思決定過程への女性の参画拡大に取り組みます。

また、大学等への進学や就職をきっかけに、特に若い女性の県外流出が続いていることから、持続的な対流人口の創出を図るなど、女性が活躍できる場を作り出し、福井での定住につなげます。

◆市の審議会･委員会等委員に占める女性の割合

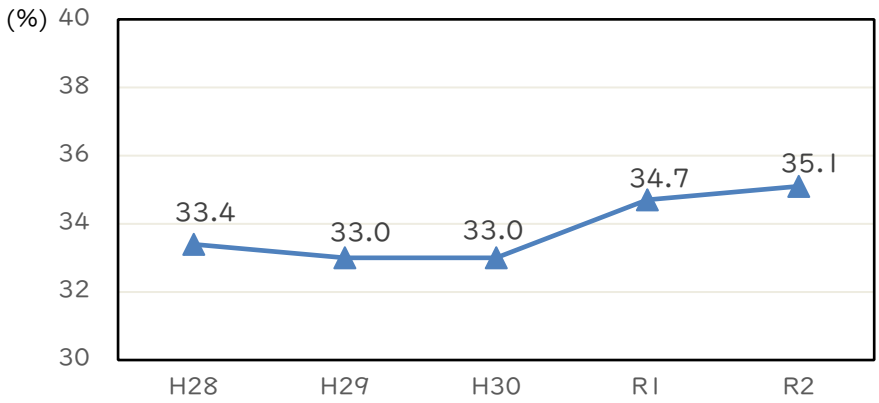

出典：市女性活躍促進課

◆女性の県外転入･転出超過数の推移

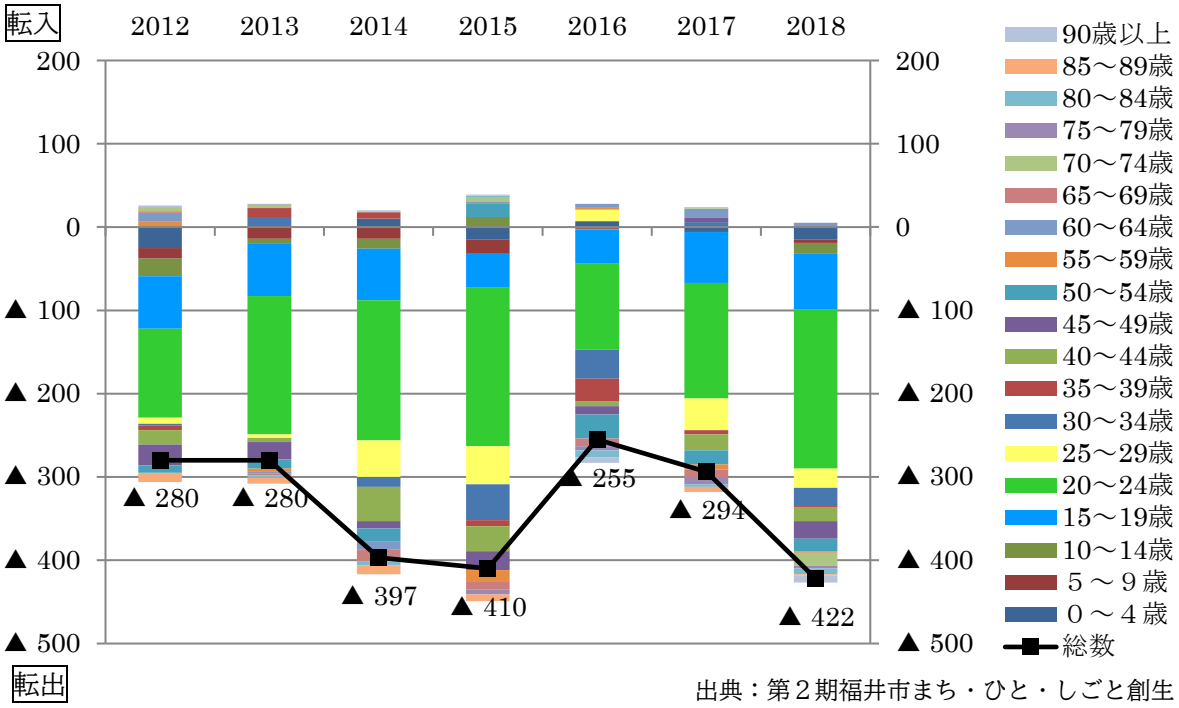

出典：第２期福井市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

数値目標

成 果 指 標	現 状	目 標 値 （令和８年度）
市の審議会・委員会等委員に占める女性の割合	３５．１％ （令和２年度）	４２．０％

基本的施策

３－１　意思決定過程への女性の参画拡大

《主な取組》

・市の各種審議会、委員会等において、男女の委員の数が均衡するよう努めます。

・女性の活躍推進に取り組む企業の活動を支援し、企業等においてリーダー的役割を担う女性の登用につなげていきます。

３－２　女性が活躍できる場の創出

《主な取組》

・企業におけるＷＥＢ診断システム「Fukurea」の活用により、企業の女性活躍への取組促進を図ります。

・学生が自身の希望する生き方や働き方を主体的に考える機会を提供します。

・本市での就職や移住をサポートする事業を展開し、県外からのＵ・Ｉターンを促進します。

・福井との関わりを持つ関係人口の創出・拡大を主軸とした事業を展開し、都市圏等に居住する女性の関係人口の拡大や移住・定住を促進します。

施策の方向 4

ワーク・ライフ・バランスの推進

女性の活躍を推進するためには、働きたい人が仕事と子育て・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく、能力を十分に発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスを図ることが重要です。

そのためには、残業時間の削減や、男性の育児・介護休業等への職場の理解、コロナ禍で関心の高まった在宅勤務等の柔軟な働き方の実践など、働きやすい職場環境の整備が必要となります。企業等に向け、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に向けた意識改革を促していきます。

◆育児休業取得率

《男性》

	H28	H29	H30	R1	R2
福井県	2.8%	3.7%	5.5%	6.4%	9.2%
全国	3.16%	5.14%	6.16%	7.48%	12.65%

《女性》

	H28	H29	H30	R1	R2
福井県	91.4%	95.2%	97.4%	89.7%	97.2%
全国	81.8%	83.2%	82.2%	83.0%	81.6%

出典：令和２年度福井県勤労者就業環境基礎調査
令和２年度雇用均等基本調査

数値目標

成 果 指 標	現 状	目 標 値 （令和８年度）
ＷＥＢ診断システム 「Fukurea」の導入企業数	４７社 （令和３年９月）	１５０社

※「Fukurea（フクリエ）」… 女性活躍やワーク・ライフ・バランスなど、企業が自社の強み弱みを可視化できる福井市独自のＷＥＢ診断システム

基本的施策

４－１　家庭生活等と両立しやすい環境づくりへの支援

《主な取組》

・企業におけるＷＥＢ診断システム「Fukurea」の活用により、企業の柔軟な働き方への取組促進を図ります。

・柔軟な働き方や職場環境の整備に向けた講座を開催し、企業の意識改革を図ります。

・ワーク・ライフ・バランスの図られた働き方について考える機会を提供し、企業の職場環境改善に向けた取組を促進します。

４－２　働く場における男女共同参画の推進

《主な取組》

・事業所に向け、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等に係る情報を提供し、職場での男女共同参画を推進します。

施策の方向 5

女性のキャリア形成支援

本市において、個性と能力を十分に発揮しながら活躍している女性はまだまだ少ない状況です。女性の活躍を進めるためには、ワーク・ライフ・バランスの図られた働き方を推進するとともに、女性自身のキャリアアップへの不安解消と意識改革が重要となります。女性のキャリア形成に向けた意欲を向上させ、女性の活躍を促進します。

また、結婚や出産を機に離職した女性の再就職や、女性の起業を支援することも重要です。再就職に向けた就職活動や、起業に必要な経営ノウハウを学べる機会等を提供し、女性の活躍につながるよう支援していきます。

◆就業率と雇用者に占める正規の職員･従業員の割合

	就業率	雇用者に占める正規職員等の割合
男性	68.9%（全国第6位）	84.3%（全国第6位）
女性	52.6%（全国第1位）	53.9%（全国第2位）

出典：総務省統計局　平成２７年国勢調査

◆管理職に占める女性の割合

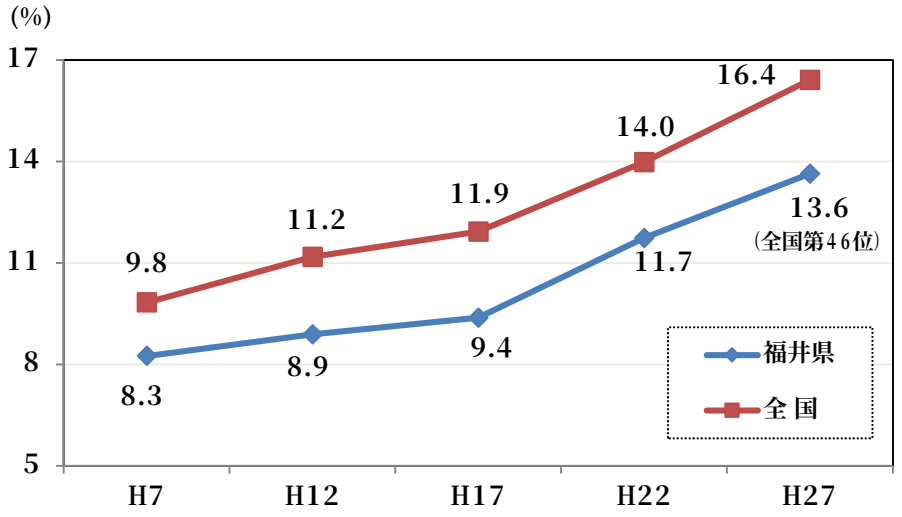

出典：総務省統計局「国勢調査」

数値目標

成 果 指 標	現 状	目 標 値 （令和８年度）
女性管理職の割合	１３．０％ （令和３年９月）	１８．０％

※ＷＥＢ診断システム「Fukurea」を導入する企業より算出

基本的施策

５－１　女性のキャリア形成に向けた意欲促進

《主な取組》

・交流会やセミナー等を開催し、女性のキャリアアップに向けた不安解消と意欲向上を図ります。

・各種講座やセミナー等を開催し、女性の意識改革やリーダー的役割を担う人材育成につなげていきます。

５－２　女性の再就職･起業等への支援

《主な取組》

・結婚・出産・子育て等で離職した女性に、ビジネスマナー等の講座を開催し、再就職に向けた支援を行います。

・子育て等により時間的制約のある女性に、複数の企業と面接できる機会を設け、効率的に就職活動を行えるよう支援します。

・開業に関するセミナーの開催等により、女性による起業を促進します。

施策の方向 6

男女がともに担う家庭生活づくり

本県は、女性の就業率や共働き率が全国トップレベルである一方、男性中心の労働環境が根強く残り、男性は仕事を優先する傾向にあります。そのため、男性の家事・育児・介護に携わる時間は少なく、依然として女性の負担が大きい状況です。

女性の負担を軽減するためには、男女が家庭での責任を分かち合い、ともに協力しながら家事・育児・介護に携わる必要があります。家庭向けに家事等の分担意識を啓発し、男性がより主体的に家事・育児・介護に参画するよう、意識改革を図っていきます。

また、子育てや介護等に関する負担や不安を払拭し、安心して取り組めるよう、支援体制の充実を図っていきます。

◆共働き率

福井県	58.6%（全国第1位）
全国	47.6%

出典：総務省統計局　平成２７年国勢調査

◆福井県の男性、女性の１日（有業者の週平均）

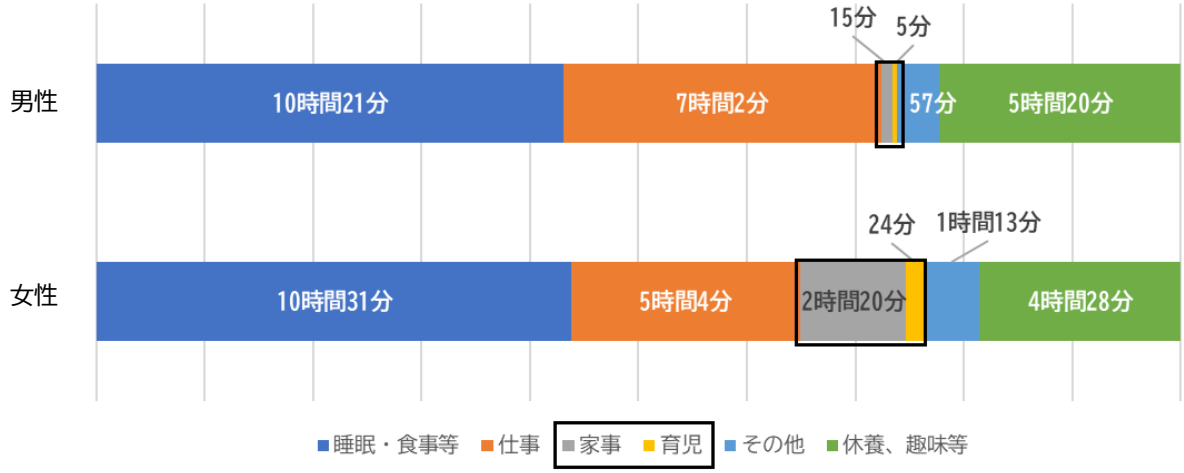

出典：総務省統計局　平成２８年社会生活基本調査

数値目標

成 果 指 標	現 状	目 標 値 （令和８年度）
男性の家事・育児・介護への参画時間	５１分／日 （令和２年度）	６０分／日

※市民意識調査による
（令和２年度は家事・育児への参画時間）

基本的施策

６－１ 男性の家事･育児･介護への参画促進

《主な取組》

・家事・育児シェア見える化シートの活用により、男性の家事・育児等への参画意識を促し、女性の負担軽減を図ります。
・男性の家事・育児・介護への参画に向けた講座やセミナー等を開催し、意識改革を図ります。

６－２ 結婚、子育て、介護に関する相談･支援

《主な取組》

・結婚を考える若い世代に対し、出会いから交際、結婚に至るまでの一貫した支援を行います。
・子育て中の親が気軽に相談でき、親子が交流できる機会の充実を図ります。
・子育て家庭の負担を軽減するため、一時保育や保育園等への送迎など、きめ細かにサポートします。
・男女がともに介護に関する知識や理解が深まる場を提供します。

施策の方向 7

防災や災害対応における男女共同参画の推進

防災や災害に強い社会を実現するためには、性別によって災害から受ける影響に違いがあることから、男女双方の視点を反映した防災、災害対応を行うことが重要となります。災害時の避難所運営において、男女別の更衣室や授乳室の設置等、男女のニーズの違いに配慮した、さらなる取組の充実を図っていきます。

さらに、自主防災組織や女性防火クラブ等を対象とした研修会や説明会等を通じ、日頃から防災活動に関わる女性の参画を積極的に働きかけるとともに、人材を育成していきます。

◆地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移

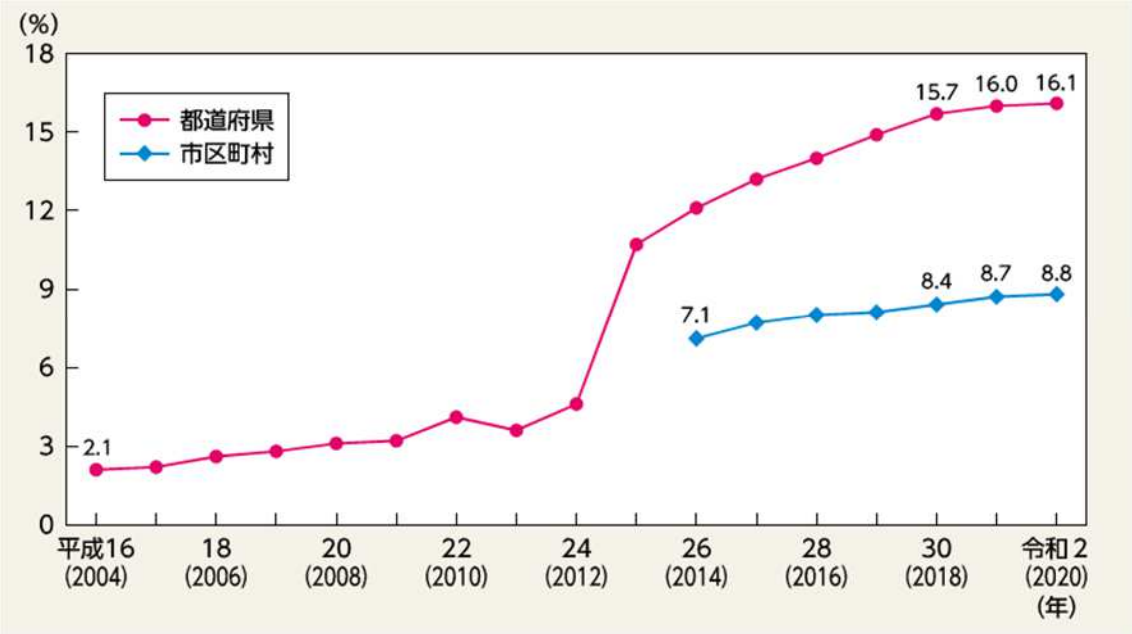

出典：内閣府　令和３年版男女共同参画白書

数値目標

成 果 指 標	現 状	目 標 値 （令和８年度）
自主防災組織に女性の参画が 位置付けられている地区数	２２地区 （令和３年８月）	３４地区

※自主防災連絡協議会や自治会単位の自主防災組織に女性委員がいる地区

基本的施策

７－１　防災や災害対応における男女共同参画意識の醸成

《主な取組》

・自主防災組織等への女性の参画を図ります。

・災害時に男女双方が役割を担う訓練を実施します。

７－２　防災活動における女性の人材育成

《主な取組》

・女性対象の研修会を開催し、防災知識及び技術の向上を図ります。

・女性消防団員による、市民への応急手当の普及啓発に努めます。

・女性防火クラブの育成と活動を支援します。

施策の方向 8

男女間における暴力等の根絶

（配偶者暴力防止対策基本計画）

男女共同参画社会の実現には、男女が互いを尊重し、一人の人間として認め合うことが重要です。そのためには、重大な人権侵害となる配偶者やパートナーからの暴力（ＤＶ：ドメスティック・バイオレンス）や、性別による差別的扱い等を根絶する必要があります。

暴力等を根絶するために、防止や人権尊重の意識を高めていきます。

また、暴力等による被害者への支援を充実させるため、関係機関との連携強化を進めます。ＤＶに関する正しい知識の普及を図るとともに、被害者の安全確保や自立に向け、一人ひとりの事情に応じた支援を進めていきます。

◆DV に関する相談機関

相談機関名		住所	電話番号	受付時間
福井市ひとり親家庭就業・自立支援センター		福井市大手3-10-1	0776-20-5140	月、水～金曜 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）
配偶者暴力被害者支援センター	福井県生活学習館 （ユー・アイふくい）	福井市下六条町14-1	0776-41-7111	火～日 9:00～16:45 （第3日曜、祝日の翌日、年末年始を除く）
	福井県総合福祉相談所	福井市光陽2-3-36	0776-24-6261	月～金曜 8:30～17:15 毎日 17:15～22:00
	福井健康福祉センター	福井市西木田2-8-8	0776-36-2857	月～金曜 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）

福井県警察本部　警察安全相談室	福井市大手3-17-1	＃9110または 0776-26-9110	毎日 24時間対応
男性DV電話相談 （DV被害を受けている男性のための相談専用電話）	福井県	080-8690-0287	毎月第1～4水曜 9:00～13:00
福井県人権センター	福井市手寄1-4-1 （アオッサ7階）	0776-29-2111	火～金曜 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）
福井地方法務局　女性の人権ホットライン	福井市春山1-1-54 （福井春山合同庁舎）	0570-070-810	月～金曜 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）
公益社団法人　福井被害者支援センター	福井市宝永3-8-1	0120-783-892	月～土曜 10:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）
DV相談ナビ （配偶者等からの暴力被害者相談窓口）	内閣府	＃8008	最寄りの窓口に自動転送 各機関の相談受付時間
DV相談＋（プラス）	内閣府	0120-279-889	毎日 24時間対応

数値目標

成 果 指 標	現 状	目 標 値 （令和８年度）
ＤＶ相談窓口の認知度	８０．１％ （令和２年度）	９０．０％

※市民意識調査による
（令和２年度は男女共同参画に関する市民意識アンケート調査による）

基本的施策

８－１ 配偶者等からの暴力防止等に向けた意識の醸成

《主な取組》

・ＤＶやハラスメントに関する講座を開催し、正しい知識の普及と予防に努めます。
・心身の健康やＤＶ等、女性に関する相談窓口の情報をホームページ上で一体的に提供します。

８－２ 被害者等への相談支援の充実

《主な取組》

・暴力等に関する女性の相談や人権侵害による苦情・意見・相談等に対し、関係機関と連携して対応します。
・人権悩みごと相談や心配ごと相談等の各種相談による支援を行います。

施策の方向 9

生涯を通じた健康づくり

男女が互いを尊重し合い、安全・安心な暮らしを実現するためには、生涯を通じ、心身ともに健康で充実した生活を送ることが大前提となります。さらに、男女で異なる健康上の問題に直面することにも留意しなければなりません。

特に、子宮がんや乳がんを始めとする疾病等について、不安を解消し、早期発見・治療につながるよう、支援していく必要があります。

また、妊娠・出産については、安心して子どもを産み育てられるよう、健康づくりを支援し、周囲の理解や協力を促すことが重要です。

男女ともに、生涯を通じた健康への支援を図っていきます。

◆女性の年齢階級別がん罹患率（平成２９年）

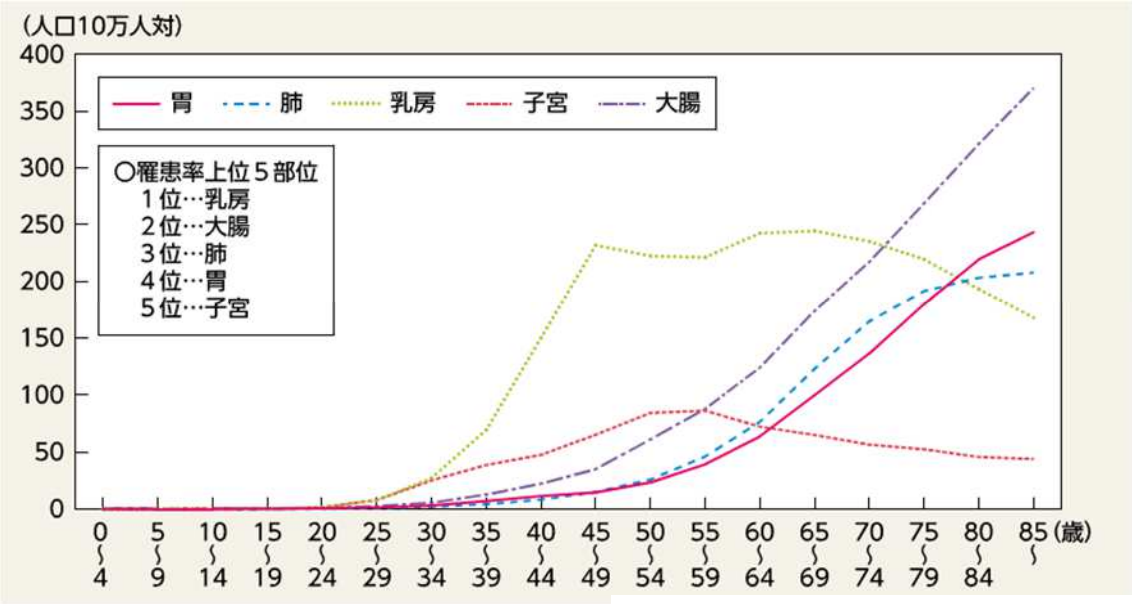

出典：内閣府　令和３年版男女共同参画白書

数値目標

成 果 指 標	現 状	目 標 値 （令和８年度）
子宮頸がん検診の受診率	４０．１％ （令和２年度）	４２．０％

基本的施策

９－１　妊娠や出産、女性特有の疾病等に関する健康支援

《主な取組》

・出産を迎える夫婦向けに両親学級を開催し、母体への負担や家事・育児の協力・分担について、男性の理解を促します。

・育児に関する情報発信や助言を行い、安心して育児ができるよう支援します。

・女性特有のがん等の検診受診を勧奨します。

９－２　様々な世代に向けた健康づくりへの支援

《主な取組》

・心身の健康や生活困窮による健康不安等、女性に関する相談窓口の情報をホームページ上で一体的に提供します。

・健康体操教室やスポーツレクリエーション大会等を開催し、スポーツを通じた健康づくりを推進します。

・身近な活動拠点を利用した高齢者の健康づくりを支援します。

【資料】

1　持続可能な開発目標（SDGs）の推進

SDGsとは国連サミットで採択された、持続可能な開発目標の略称で、持続可能な世界を実現するため、国連に加盟するすべての国が達成する目標として、17のゴール（目標）が定められています。本計画においても、第八次福井市総合計画の中で推進する SDGsの視点を踏まえ、各種施策を進めていきます。

【第6次男女共同参画基本計画において推進する目標（ゴール）】

3　すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

4　質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

5　ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

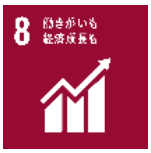

8　働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

10　人や国の不平等をなくそう

国内及び各国家間の不平等を是正する

11　住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

16　平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

2 本市の男女共同参画のあゆみ

年度	月	内　容
H1(1989)	4月	福井市教育委員会社会教育課内に「婦人担当室」を設置
	2月	女性問題啓発誌「アイアム」を創刊
	3月	“ふくい女性新たなる旅立ち101”で市長が「福井女性元年」を宣言
H2(1990)	7月	「福井女性ネットワーク」(後に「福井男女共同参画ネットワーク」と改称)を設立
H3(1991)	4月	福井市市民部「総合女性課」を設置
	3月	21世紀への福井市女性行動計画「あじさい女性プラン」を策定
H4(1992)	6月	「福井市女性施策推進会議」を設置
	10月	「福井女性リーダーの翼’92」派遣研修(フラトン市　32人)
	11月	21世紀の福井市女性行動計画「あじさい女性プラン」を発刊
H6(1994)	10月	総務部「男女共生推進課」に移管・改称
H7(1995)	8月	「第4回世界女性会議」 福井市民代表団を派遣 (北京　28人)
H9(1997)	3月	議会で「男女共同参画宣言都市」を議決
		福井市女性行動計画「あじさい女性行動プラン」改定版を発刊
H10(1998)	10月	男女共同参画都市宣言記念モニュメント除幕式を開催(シンボルマーク決定)
H12(2000)	4月	市長室「男女共同参画室・少子化対策センター」に移管・改称
	6月	「第5回世界女性会議」福井市民代表団を派遣 (ニューヨーク　12人)
H13(2001)	6月	「男女共同参画推進本部」を設置(庁内の「男女共生行政連絡協議会」を改称)
H14(2002)	6月	「男女共同参画社会基本条例」検討委員委嘱及び委員会を開催
		福井市第2次男女共同参画基本計画「あじさい行動計画21」を策定
	3月	議会で「男女共同参画社会をめざす福井市条例」を議決後、公布(28日)
H15(2003)	4月	「男女共同参画社会をめざす福井市条例」を施行
		福井市男女共同参画審議会を設置
	5月	苦情処理委員を委嘱
	11月	「全国男女共同参画宣言都市サミットinふくい」を開催
H17(2005)	10月	「日本女性会議2005ふくい」を開催
H18(2006)	10月	「福井市男女共同参画・子ども家庭センターの設置及び管理に関する条例」を公布
	3月	福井市第3次男女共同参画基本計画「あじさい行動計画2007」策定
H19(2007)	4月	市民生活部「男女共同参画・少子化対策室」に移管・改称
		「アオッサ」内に「男女共同参画・子ども家庭センター」新設・講座開始
	11月	「第18回男女共同参画全国都市会議inふくい」を開催
H23(2011)	3月	福井市第4次男女共同参画基本計画を策定
H26(2014)	4月	市民生活部「男女参画・市民協働推進室」に改称、「アオッサ」内に移設
H28(2016)	4月	総務部未来づくり推進局「女性活躍促進課」に移管・改称
	3月	福井市第5次男女共同参画基本計画を策定
H29(2017)	6月	福井市女性活躍推進協議会を設置
R3(2021)	3月	福井市第6次男女共同参画基本計画を策定

3 計画の策定経過

時 期	福井市男女共同参画審議会	福井市男女共同参画推進本部	調査・策定等
令和2年8月			8/3～8/28 男女共同参画に関する市民意識アンケート調査 ・調査数：1,500人 ・回答結果：573人（38.2%）
令和3年6月	6/29 第1回審議会 ・第5次男女共同参画基本計画における数値目標の達成状況 ・第6次男女共同参画基本計画（骨子案）	6/1 第1回推進本部会議 ・第5次基本計画における数値目標の達成状況 ・第6次基本計画（骨子案）	6/29 市長から審議会へ諮問
8月	8/10 第2回審議会 ・第6次基本計画（素案）		
9月	9/24 第3回審議会 ・第6次基本計画（素案）		
10月	10/21 第4回審議会 ・第6次基本計画（素案） ・答申案		
11月			11/26 ・審議会から市長へ答申
12月			12/1～12/21 ・パブリック・コメント募集
令和4年2月		2/1 第2回推進本部会議 ・第5次基本計画における数値目標の達成状況 ・第6次基本計画	
3月			第6次基本計画策定、公表

4 福井市男女共同参画審議会委員名簿

（委員任期：令和2年7月1日 ～ 令和4年6月30日）

令和4年3月現在

No.	氏 名	団 体 名・役 職
1	大和 真希子（会長）	国立大学法人 福井大学 学術研究院 教育・人文社会系部門 准教授
2	山崎 栄一（副会長）	公益社団法人 ふくい市民国際交流協会 姉妹友好都市交流委員会 委員長
3	加藤 まどか	公立大学法人 福井県立大学 学術教養センター 准教授
4	菊野 昭彦	株式会社 福井新聞社 編集局 文化生活部 部長
5	木村 直美	福井労働局 雇用環境・均等室 室長
6	上良 まり子	福井県総合福祉相談所 次長
7	嶋田 浩昌	福井商工会議所 常務理事・事務局長
8	髙田 訓子	福井男女共同参画ネットワーク 理事
9	鶴谷 恵実	公募
10	遠田 公一	福井市自治会連合会 副会長
11	長谷川 季美	福井市小学校長会（清水西小学校 校長）
12	藤井 紘士	福井市PTA連合会 常任理事（Aブロック長）

（五十音順）

5 関係法令

男女共同参画社会基本法(抄)

（平成十一年六月二十三日　法律第七十八号）
最終改正　同十一年十二月二十二日同第一六〇号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関

する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
（政令への委任）
第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

（平成二十七年九月四日　法律第六十四号）
最終改正　令和元年六月五日同第二十四号

第一章　総則
（目的）
第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。
（基本原則）
第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
2　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
3　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。
（国及び地方公共団体の責務）
第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
（事業主の責務）
第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に

関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定

めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
（基準に適合する一般事業主の認定）
第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
（認定一般事業主の表示等）
第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
（認定の取消し）
第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
（基準に適合する認定一般事業主の認定）
第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
（特例認定一般事業主の特例等）
第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。
（特例認定一般事業主の表示等）
第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
（特例認定一般事業主の認定の取消し）
第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。
（委託募集の特例等）
第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこ

の項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（財政上の措置等）
第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
（国等からの受注機会の増大）
第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
2　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。
（啓発活動）
第二十五条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。
（情報の収集、整理及び提供）
第二十六条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
（協議会）
第二十七条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
一　一般事業主の団体又はその連合団体
二　学識経験者
三　その他当該関係機関が必要と認める者
4　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
（秘密保持義務）
第二十八条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）
第二十九条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
第五章　雑則
（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
第三十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
（公表）
第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
（権限の委任）
第三十二条　第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
（政令への委任）
第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
第六章　罰則
第三十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
（令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正）
第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。
附 則 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
（この法律の失効）
第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

（平成十三年四月十三日 法律第三十一号）
最終改正 令和元年六月二十六日同第四十六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則
（定義）
第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。
（国及び地方公共団体の責務）
第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（基本方針）
第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。
2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（都道府県基本計画等）
第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
第二章 配偶者暴力相談支援センター等
（配偶者暴力相談支援センター）
第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（婦人相談員による相談等）
第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
（婦人保護施設における保護）
第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。
第三章 被害者の保護
（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
（警察官による被害の防止）
第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）
第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
（福祉事務所による自立支援）
第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（被害者の保護のための関係機関の連携協力）
第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
（苦情の適切かつ迅速な処理）
第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。
第四章　保護命令
（保護命令）
第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
一　面会を要求すること。
二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
八　その性的羞（しゅう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
3　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた

日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
5　保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）
第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
4　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）
第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
2　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
3　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）
第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
（事件の記録の閲覧等）
第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。
（法務事務官による宣誓認証）
第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。
（民事訴訟法の準用）
第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。
（最高裁判所規則）
第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
第五章　雑則
（職務関係者による配慮等）
第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則（略）

男女共同参画社会をめざす福井市条例

平成15年3月28日条例第1号

福井市は、不死鳥のまちといわれている。戦災、震災、水害、雪害と、幾度も見舞われた災禍から、その都度、男女を問わずすべての市民が手を携え、不屈の精神をもって再生してきたからである。

わが国は、日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等をうたうとともに、21世紀の最重要課題として男女共同参画社会の実現を掲げ、男女共同参画社会基本法を制定したが、本市の歩みを振り返るとき、そこには既に脈々と市民による男女共同参画の歴史が流れている。今日までに本市が他市に先駆け、女性行動計画を策定し、男女共同参画都市の宣言を採択するなど、積極的に男女共同参画の推進に取り組んできた原点は、まさにその歴史にある。

しかしながら、現実には性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度、慣行がいまだ根強く残っており、真に女性と男性が平等に参画するには、なお一層の努力が求められている。

少子高齢化の進展というこれまでにない新たな状況に直面している今日において、本市が今後も活力ある都市として発展するためには、男女が、互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において、対等に参画し、共に責任を担い、利益を受けることができる男女共同参画社会を実現させることが、先人の労苦に報い、未来に対する責任を果たすためにも、何にもまして重要である。

ここに、私たちは、市民と行政が連携・協働して不死鳥のまちの更なる飛躍を誓うとともに、男女共同参画社会の実現を決意し、この条例を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画　男女が性別にかかわりなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2）積極的格差是正措置　前号に規定する機会についての男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3）セクシュアル・ハラスメント　相手の意に反した性的な性質の言動により、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。

（4）ドメスティック・バイオレンス　配偶者、恋人その他親密な関係にある者による身体的、心理的若しくは性的な危害若しくは苦痛となり、又はそのおそれのある行為、経済的虐待、社会的隔離等をいう。

（5）ジェンダー　生物学的・生理学的な性別ではなく、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に形成されてきた性別をいう。

（6）市民　市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。

（7）事業者　個人又は法人その他の団体にかかわらず、市内において事業を行うすべてのものをいう。

（基本理念）

第3条　男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

（1）男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性が尊重されるとともに、その能力を発揮する機会が確保されること。

（2）性別による固定的な役割分担等による社会の制度又は慣行が、あらゆる人の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう見直されること。

（3）男女が共に社会の対等な構成員として、市及び民間の団体における施策又は方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

（4）家族を構成する者が、相互の協力と地域及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活及び社会生活における活動において均等に責任を分担すること。

（5）家庭、地域、職場、学校その他あらゆる場からドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントを根絶すること。

（6）男女が、互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、産む性としての女性の健康と自らの決定が尊重されること。

（7）男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行うこと。

（目指すべき姿）

第4条　市、市民及び事業者は、次の各号に掲げる社会の分野において、当該各号に定める事項を男女共同参画の推進に当たっての目指すべき姿として、その達成に努めるものとする。

（1）家庭　次に定める事項

ア 家庭における重要な事柄についての意思決定に、男女が、対等に参画し、決定する家庭であること。

イ ジェンダーにとらわれることなく、男女が、自分の意思で多様な生き方を選択し、それらを互いに認め合い、家事、子育て及び介護を担い合う家庭であること。

ウ ドメスティック・バイオレンスのない平和な家庭であること。

（2）地域　次に定める事項

ア ジェンダーにとらわれることなく、男女が、諸活動において、対等に企画立案と決定に参画することができる地域であること。

イ 性別にかかわりなく、男女が、諸活動に積極的に参画し、リーダーシップを発揮することができる地域であること。

（3）職場　次に定める事項

ア 性別による差別及び格差がなく、男女が、個々人の意欲及び能力により対等に参画することができる職場であること。

イ 育児又は介護のために、男女が、等しく休暇及び休業を取得することができ、仕事と家庭とを両立することができる職場であること。

ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、男女が、それぞれの人格を認め合って、安心して働くことができる職場であること。
(4) 学校　次に定める事項
ア ジェンダーにとらわれることなく、児童、生徒及び職員が、それぞれの個性及び人権を大切にし、男女平等が促進される学校であること。
イ ジェンダーにとらわれることなく、諸活動での役割分担が行われ、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重される学校であること。
(5) 行政　あらゆる行政施策において、ジェンダーにとらわれない視点からの点検がなされ、積極的格差是正措置への取組を促す施策が行われる行政であること。
(市の責務)
第5条　市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
2　市は、男女共同参画推進施策の実施に当たり、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。
3　市は、男女共同参画推進施策を総合的に策定し、及び実施するため、庁内体制の整備と財政上の措置を講じなければならない。
(市民の責務)
第6条　市民は、基本理念に対する理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)
第7条　事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり男女共同参画を推進するために市が実施する男女共同参画推進施策に積極的に協力しなければならない。
2　事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めなければならない。
3　事業者は、男女が仕事と家庭とを両立することができる職場環境の整備に努めなければならない。
(教育関係者の責務)
第8条　学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ、基本理念にのっとった教育・学習の一層の充実を図るよう努めなければならない。
第2章　性別による権利侵害の禁止
(性別による権利侵害の禁止)
第9条　何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを行ってはならない。
2　何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
3　何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。
(公衆に表示する情報に関する留意)
第10条　何人も、情報を公衆に表示する場合において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現その他過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。
第3章　基本的施策
(基本計画)
第11条　市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
2　市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第23条の規定により設置する福井市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
3　市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
4　前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(年次報告)
第12条　市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況等について、報告書を作成し、公表するものとする。
(調査研究)
第13条　市は、男女共同参画推進施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。
(普及啓発のための広報)
第14条　市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を促進するために必要な広報活動を行うものとする。
(附属機関等の委員)
第15条　市は、その附属機関等の委員の構成について、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。
(決定過程への男女共同参画の推進に向けた支援)
第16条　市は、市の関係団体及び民間の団体における方針の決定過程への男女共同参画を推進するための活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。
(雇用の分野における男女共同参画の推進)
第17条　市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。
2　市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進状況に関する報告を求めることができる。この場合において、事業者は、当該報告を求められたときは、これに応じなければならない。
3　市長は、前項の報告に基づき把握した男女共同参画の推進状況を取りまとめ、公表することができる。
4　市長は、第2項の報告に基づき把握した男女共同参画の推進状況を基に、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。
(家庭生活と職業生活等との両立支援)
第18条　市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活及び地域生活における活動とを両立することができるように、必要な支援を行うよう努めなければならない。
(性別による権利侵害の防止及び被害者の支援)
第19条　市は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、当該権利侵害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。
(性と生殖に関する健康と権利の支援)

第20条　市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。
（国際的協調）
第21条　市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、国際機関並びに国及び他の地方公共団体の関係機関等との有機的な連携を図るとともに、情報交換等の必要な措置を講ずるものとする。
第4章　男女共同参画推進員
第22条　市長は、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の推進に係る啓発活動その他の活動を行う男女共同参画推進員を置く。
第5章　福井市男女共同参画審議会
（福井市男女共同参画審議会の設置）
第23条　市長の附属機関として、福井市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（審議会の任務）
第24条　審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。
2　審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。
（組織等）
第25条　審議会は、委員16人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　学識経験を有する者
(2)　関係団体の代表者
(3)　関係行政機関の職員
(4)　その他市長が必要と認める者
3　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
4　委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5　委員は、再任されることができる。
（規則への委任）
第26条　前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
第6章　苦情処理機関
第27条　市長は、市が実施する男女共同参画推進施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策（以下「男女共同参画推進関連施策」という。）並びに性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことについての苦情、意見、相談等（以下「苦情等」という。）を適切かつ迅速に処理するため、苦情処理機関を置く。
2　市民は、苦情等がある場合は、前項の苦情処理機関（以下「苦情処理機関」という。）に申し出ることができる。
3　苦情処理機関は、前項の規定による申出（以下「苦情等の申出」という。）が男女共同参画推進施策又は男女共同参画推進関連施策に係るものであるときは、必要に応じて、当該苦情等の申出に係る男女共同参画推進施策又は男女共同参画推進関連施策の実施機関に対し説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該実施機関に対し是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
4　前項に規定する場合において、苦情処理機関は、当該苦情等の申出の対応に当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。
5　苦情処理機関は、苦情等の申出が性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことによるものであるときは、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に対し助言、是正の要望等を行うものとする。
6　前項に規定する場合において、苦情処理機関は、当該苦情等の申出の対応に当たり、他の関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
7　この条に定めるもののほか、苦情処理機関に関し必要な事項は、規則で定める。
第7章　雑則
（委任）
第28条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
1　この条例は、平成15年4月1日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の福井市附属機関設置条例（平成10年福井市条例第18号）第2条の表に規定する福井市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第25条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における懇話会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
（福井市附属機関設置条例の一部改正）
3　福井市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

福井市第6次男女共同参画基本計画

令和４年３月発行

編集　福井市 総務部 未来づくり推進局
女性活躍促進課

ＴＥＬ　０７７６－２０－５３５３
E-mail　josei@city.fukui.lg.jp